「オールあかびら！たすけ愛商品券」を発送しました

６月１日に、市内に住民登録がある方を対象に、７月１日から発送しています。

まだ受け取られていない方は、お手数ですが下記までご連絡ください。

問合せ
市役所商工労政係☎32-1841

第３弾　赤平市中小企業事業継続支援金

申請期限
10月29日㈮まで

令和３年３月～８月で、連続する３カ月間（「対象期間」といいます。）の事業収入の合計が、前年または前々年同期と比較し20%以上減少している事業者を支援します。

支援額

対象期間中の雇用保険被保険者数の平均×１万円

対象要件

❶市内に住所または事業所を有し、通年で事業を営む法人または個人事業者（ただし、大企業は除く）
❷令和２年12月31日以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある
❸令和３年３月～８月の期間のうち、連続する３カ月間の事業収入の合計が、前年または前々年同期と比較し、20%以上減少している
❹対象期間の合計事業収入を比較する前年または前々年同期の合計事業収入が支援額以上である

対象外

農業・林業・漁業・医療・福祉の業種を営む方

申請方法

申請書は、市ホームページからダウンロードするか、市役所２階商工労政観光課窓口で受け取り、下記書類を添付して、原則郵送でご提出ください。

必要書類

❶対象期間の事業収入が分かる書類（売上台帳、帳簿など）
❷対象期間の前年または前々年の事業収入がわかる書類（確定申告書、青色申告決算書、法人事業概況説明書など）
❸対象期間の雇用保険被保険者数の平均がわかる書類（事業所台帳異動状況照会）
※対象期間中に雇用保険被保険者がいない場合は不要。
❹個人事業者は身分証明書
❺振込先口座確認書類
※添付する書類は全て写しでかまいません。

問合せ
市役所商工労政係☎32-1841

手話にチャレンジ

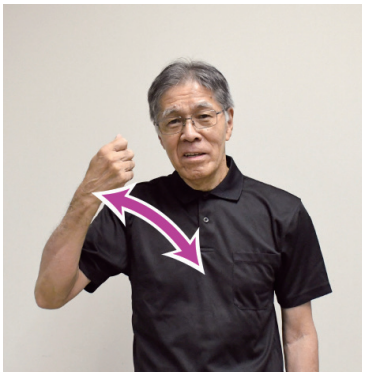

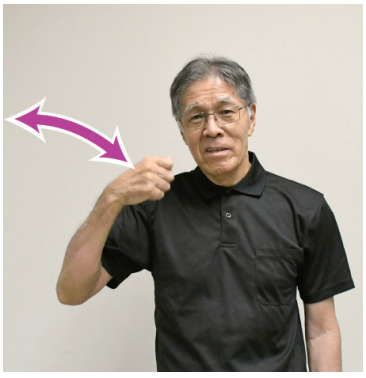

右手人差し指の上に親指を乗せ、うちわであおぐように

第49回
「夏（暑い）」
※どちらも同じ手話です

手話モデル　河村 哲郎 さん
（赤平手話の会）

８月１日から販売開始

問合せ　生活環境交通係☎32-2215

指定ごみ袋に新しい容量が追加されました

高齢者世帯や単身世帯などのごみの量を考慮し、従来より**少ない容量**のごみ袋を追加しました。

世帯にあわせたごみ出しが可能になりますので、ごみの適正な分別にご協力をお願いします。

【追加されたごみ袋】

種　類	容　量	販売価格
生ごみ	1.5リットル	240円（20枚入り）
燃やせるごみ	10リットル	250円（10枚入り）
燃やせないごみ	5リットル	120円（10枚入り）
びん	10リットル	50円（10枚入り）
缶	20リットル	50円（10枚入り）
ペットボトル	20リットル	50円（10枚入り）

※今回追加されるごみ袋は、従来のロールタイプではなく、１枚ずつ引く抜く平袋タイプとなります。

従来のロールタイプ

今回追加される平袋タイプ

赤平市水道事業経営戦略に対するパブリックコメント（意見募集）について

問合せ　上下水道課管理係☎32-2218

赤平市の水道事業は、昭和28年に始まり、８回の拡張事業を行ないました。しかし人口減少とともに水需要も減少し、現在大きな分岐点を迎えています。

将来的に健全で安定的な事業を継続するため、今後の施設・管路の更新と料金収入の確保などについて、中長期的な経営戦略を策定しました。

つきましては、「赤平市水道事業経営戦略」についてみなさんのご意見を募集します。

募集期間
８月２日㈪～９月２日㈭

対象者

- 赤平市水道事業から給水を受けている方
- 市内に居住・通勤・通学している方

資料の閲覧

市のホームページ・上下水道課・茂尻支所・交流センターみらい・平岸コミュニティセンターで閲覧できます。

提出方法

任意の様式または各閲覧場所に備え付けの様式で閲覧場所にご持参いただくか、郵送・ＦＡＸ・メールでご提出ください。

〒079-1192
赤平市泉町４丁目１番地
赤平市役所　上下水道課管理係
FAX32-0045
✉suido@city.akabira.hokkaido.jp

意見の公表

提出いただいたご意見は整理要約のうえ、個人が特定されないように公表する予定です。

ご意見に対する個別の回答は行ないません。